

【H23.4.1 より施行】

## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

志摩市介護・総合相談支援課

軽度者「要支援1・2及び要介護1{自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)は要介護2・3を含む}」は、下記【対象となる福祉用具貸与の種目】について、原則として福祉用具貸与の算定ができません。

ただし、【例外1】【例外2】については、例外的に算定可能となります。

### 【対象となる福祉用具貸与の種目】

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| [1] 車いす及び車いす付属品 | [2] 特殊寝台及び特殊寝台付属品     |
| [3] 床ずれ防止用具     | [4] 体位変換器             |
| [5] 認知症老人徘徊感知機器 | [6] 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| [7] 自動排泄処理装置    |                       |

### 【例外1】 要介護認定等調査の基本調査結果により算定可能となる場合

(表1参照)

※ただし、車いす(付属品)と移動用リフトで、該当する基本調査項目がないものについては、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断します。判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行ってください。志摩市へ確認申請書の提出は必要ありません。

【例外2】 下記<対象者>のいずれかに該当する者が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合。

#### <対象者>

- 1) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態に該当する者
- 2) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態に該当することが確実に見込まれる者
- 3) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、表1の状態に該当すると判断できる者

## ＜判定方法＞

- 1) 上記 1)～3)のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づいていること。  
単に「福祉用具が必要である」ではなく、疾病その他の原因及びそれに起因する状態を具体的に確認してください。(表2参照)
- 2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要と認められること。
- 3) 1)・2)のいずれも満たしていることを志摩市が確認する。

下記＜確認における必要書類＞を志摩市へ提出し、適切であると志摩市が確認できた場合のみ、算定可能となります。

判定結果については、後日志摩市より通知させていただきます。

## ＜確認における必要書類＞

介護・総合相談支援課または各支所市民サービス係へ提出してください。

- 1) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認申請書
- 2) 支援計画書、または居宅サービス計画書(1)(2)の写し
- 3) サービス担当者会議の要点(第4表またはE表別紙)の写し

## ＜留意事項＞

- ・算定可能となる期間は、志摩市が確認申請書を受付した日から、要介護等認定期間の終了日までとします。
- ・認定結果が出る前に、暫定で対象外種目を貸与する場合にも、確認申請書を提出してください。

## ＜参考資料＞

- 1) 告示
  - ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成12年厚生省告示第19号)
  - ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  
(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 2) 解釈通知
  - ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成12年老企第36号)